

六ツ美中部竹馬ギネス実行委員会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、六ツ美中部竹馬ギネス実行委員会と称する。

第2条 本会の事務所を岡崎市下青野町法京89番地に置く。

(目的及び活動)

第3条 本会は、岡崎市制100周年を機に、学区民の結束を図り、地域を愛する心を育むことを目的に、六ツ美中部学区社会教育委員会の活動として、六ツ美中部学区の子供から大人までが竹馬を使ってギネス記録に挑戦する事業の企画、運営を行う。

(組織の構成)

第4条 本会の会員は、六ツ美中部学区社会教育委員会及び本会の目的に賛同する六ツ美中部学区住民をもって構成する。

(会計)

第5条 本会の会計は、岡崎市からの補助金、六ツ美中部学区社会教育委員会に属する団体からの協賛金及び寄付金等をもって充てる。

第6条 本会の会計年度は、平成28年1月31日から平成29年3月31日までとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名
- (6) 理事 数名

(役員を選出)

第8条 本会の役員は、次の各号の者をもって充てる。

- (1) 委員長は、六ツ美中部学区社会教育委員会委員長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、六ツ美中部学区総代会会長、六ツ美中部小学校父母教師会会長、六ツ美中部学区体育委員会委員長及び六ツ美中部学区子ども会育成者連絡協議会会長をもって充てる。
- (3) その他の役員は、会員をもって充てる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、各種会議の記録にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 理事は、本会の会務の審議に参画する。

(会議)

第10条 本会の会議は、全体会及び役員会とする。

- (1) 全体会は、年1回開催する。必要に応じ随時開催することができる。
- (2) 役員会は、必要の応じ開催する。
- (3) 会議の議長は委員長とする。
- (4) 会議は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意でこれを決定する。

(全体会)

第11条 全体会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 役員を選出に関する事。
- (3) 事業計画及び予算に関する事。
- (4) 事業報告及び決算に関する事。
- (5) その他本会の運営に必要な重要事項に関する事。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。なお、顧問は委員長が委嘱する。

附則 この会則は、平成28年1月31日から施行する。